

鳥取県情報公開条例施行規則及び鳥取県個人情報保護条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 鳥取県情報公開条例の一部改正に伴い、公文書開示請求書に記載すべき事項を改める等所要の改正を行う。
- (2) 写しの作成に要する費用について、用紙の大きさが日本工業規格 A 列 3 番を超えるものに係る区分を新たに設ける。

2 規則の概要

(1) 鳥取県情報公開条例施行規則の一部改正

- ア 何人も実施機関に対して当該実施機関の保有する公文書の開示を請求できることとされたことに伴い、公文書開示請求書に係る規定中、開示請求者の資格等に係るものを削る。
- イ 文書、図画若しくは写真を複写したもの又は電磁的記録を出力した用紙若しくは当該用紙を複写したものであって、その大きさが日本工業規格 A 列 3 番を超えるものの作成に要する費用の額は、当該作成に要する実費の額（現行 単色刷りの場合 1 枚につき 10 円、複色刷りの場合 1 枚につき 30 円）とする。

(2) 鳥取県個人情報保護条例施行規則の一部改正

- (1) のイ に準じた改正を行う。

(3) 施行期日等

- ア 施行期日は、鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例の施行の日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県住民基本台帳法施行細則等の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部改正

ア 鳥取県住民基本台帳法施行条例の改正に伴い、次の事務に係る規定を設ける。

- (ア) 肥料登録の申請、登録証の書替交付、指定配合肥料の生産業者の届出又は特殊肥料の生産業者及びその輸入業者の届出に関する事務
- (イ) 家畜人工授精師の免許又は免許証の書換交付若しくは再交付に関する事務
- (ウ) 県税の賦課徴収又は犯則事件の調査に関する事務
- (エ) 採石業の登録又は登録変更の届出に関する事務
- (オ) 用地取得に関する事務
- (カ) 戦傷病者手帳の交付又は記載事項の訂正に関する事務
- (キ) 砂利採取業の登録又は登録変更の届出に関する事務
- (ク) 浄化槽管理者に対する指導及び助言に関する事務
- (ケ) 被爆者健康手帳の交付又は被爆者の居住地変更の届出に関する事務
- (コ) 介護支援専門員の登録又は登録事項の変更の届出に関する事務
- (サ) 恩給の受給者への調査に関する事務
- (シ) 屋外広告業の登録又は登録事項の変更の届出に関する事務
- (ス) 不動産取得税の課税の特例に関する事務

イ 監査委員の住民監査請求に関する事務に係る規定を設ける。

ウ 知事以外の県の執行機関への本人確認情報の提供方法を定める。

(2) 鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部改正

知事が本人確認情報を利用することができるときは、屋外広告業の登録の申請又は登録事項の変更の届出

の際に添付することが定められている住民票の抄本又はこれに代わる書面を要しないこととする。

(3) 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部改正

鳥取県住民基本台帳法施行条例の改正に伴い、規則中引用している同条例の条項を改める。

(4) 施行期日は、鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の施行の日とする。